

定期接種一覧

対象疾病(ワクチン)		対象年齢	開始月年齢	回数	まもるべき接種間隔等	標準的な接種期間(推奨)
ロタ(2種類のワクチンから選択)	ロタリックス(1価)	出生6週0日後から出生24週後まで		2回	27日以上の間隔をおく	1回目は生後2ヵ月から生後14週6日後まで、2回目以降は27日の間隔をあける
	ロタテック(5価)	出生6週0日後から出生32週後まで		3回	27日以上の間隔をおく	1回目は生後2ヵ月から生後14週6日後まで、2回目以降は27日の間隔をあける
ヒブワクチン		生後2月から5歳の前日まで	接種開始が生後2月～生後7月の前日まで	初回:3回 追加:1回	初回:27日(医師が認める場合は20日)以上の間隔をおく ただし、初回2回目・3回目の接種は1歳の誕生日の前日までにすること。それを超えた場合は行わない。追加接種は実施可能なため、初回接種終了後27日(医師が認める場合は20日)以上の間隔をおく。 追加:初回接種終了後7月以上の間隔をおく	初回接種開始は生後2月～生後7月まで 追加接種は、初回接種終了後7月から13月までの間隔をおく
			接種開始が生後7月～生後12月の前日まで	初回:2回 追加:1回		
			接種開始が生後12月～5歳の前日まで	1回	—	
小児肺炎球菌ワクチン		生後2月から5歳の前日まで	接種開始が生後2月～生後の前日7月まで	初回:3回 追加:1回	初回:27日以上の間隔をおく ただし、初回2回目・3回目の接種は2歳の誕生日の前日までにすること。超えた場合は行わない。(追加接種は可能) また、初回2回目の接種が1歳を超えた場合は3回目の接種を行わない。(追加接種は実施可能) 追加:初回終了後60日以上の間隔をおき1歳の誕生日以降	初回接種開始は生後2月～生後7月まで 追加接種は、初回接種終了後60日以上の間隔をおいて生後12月から生後15月まで
			接種開始が生後7月～生後12月の前日まで	初回:2回 追加:1回		
			接種開始が生後12月～2歳の前日まで	2回	60日以上の間隔をおく	
			接種開始が2歳～5歳の前日まで	1回	—	
B型肝炎ワクチン		生後12月の前日まで		初回:2回 追加:1回	初回:27日以上の間隔をおく 追加:第1回目の接種から139日以上の間隔をおく	生後2月から生後9月まで
4種混合ワクチン(ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ)		生後3月から7歳6月の前日まで		初回:3回 追加:1回	初回:20日以上の間隔をおく 追加:初回終了後、6月以上の間隔をおく	初回接種は生後3月から生後12月まで 追加接種は初回接種終了後12月から18月までの間隔をおく
BCG		生後12月の前日まで		1回	生後12月の前日まで	生後5月から生後8月まで
MR混合(麻しん・風しん)	1期	生後12月～2歳の前日まで		1回	生後12月～2歳の前日まで	1歳児
	2期	5歳～7歳未満で小学校就学前の1年間		1回	5歳～7歳未満で小学校就学前の1年間	年長児
水痘ワクチン		生後12月から3歳の前日まで		2回	3月以上の間隔をおく	1回目は生後12月から生後15月まで、2回目は1回目接種後6月から12月の間隔をおく
日本脳炎※特例あり	1期	生後6月から7歳6月の前日まで		初回:2回 追加:1回	初回:6日以上の間隔をおく 追加:初回2回目接種後6月以上の間隔をおく	初回接種は3歳から4歳まで 追加接種は初回2回目接種後1年の間隔をおく
	2期	9歳から13歳未満		1回	—	9歳から10歳まで
2種混合ワクチン(ジフテリア・破傷風)		11歳から13歳未満		1回	—	11歳から12歳まで
HPVワクチン	2価	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日まで		3回	1月以上の間隔をおいて2回注射した後、第1回目の注射から5月以上かつ第2回目の注射から2月半以上の間隔をおく	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日まで
	4価				1月以上の間隔をおいて2回注射した後、第2回目の注射から3月以上の間隔をおく	

定期接種一覧

対象疾病(ワクチン)	対象年齢	開始月年齢	回数	注意事項	標準的な接種期間(推奨)
季節性インフルエンザ	65歳以上 60歳から65歳未満のものであって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の周辺の日常生活活動が極度に制限される程度の生涯を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者		1回 (毎シーズン)	—	例年10月1日から翌年2月末日まで
高齢者肺炎球菌 ※特例あり	65歳 60歳から65歳未満のものであって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の周辺の日常生活活動が極度に制限される程度の生涯を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者		1回	過去に高齢者肺炎球菌ワクチンを接種したことがある者は対象から除外する	—

※定期接種の特例等

対象疾病(ワクチン)	特例等の対象	回数	まもるべき接種間隔等	注意事項
日本脳炎	特例1 平成7年4月2日から平成19年4月1日に生まれた者で、20歳未満にある者	4回 (未接種分)	1回目から2回目は6日以上の間隔をおく 2回目から3回目は6月以上の間隔をおく 3回目から4回目は6日以上の間隔をおく	過去に接種歴がある者については未接種分から接種を始める
	特例2 平成19年4月2日から平成21年10月1日までに生まれた者で、日本脳炎第1期の予防接種が終了していない、生後6月から90月又は9歳以上13歳未満にある者	3回 (未接種分)	1回目から2回目は6日以上の間隔をおく 2回目から3回目は6月以上の間隔をおく	過去に接種歴がある者については未接種分から接種を始める 接種中に生後90月を超えた場合接種を止め、未接種分は9歳以降に接種を再開する
高齢者肺炎球菌	平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間で、当該年度中に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる者	1回	対象年齢となる年の属する年度の初日から当該年度の末日までの間	過去に高齢者肺炎球菌ワクチンを接種したことがある者は対象から除外する